

愛媛県の企業必見！

愛媛県といっしょに県内で就職する大学生等を応援しませんか？

中核産業人材確保支援制度

登録企業を募集します



～中核産業人材確保支援制度とは～

大学生・大学院生の県内定着やU I Jターン就職を促進するため
愛媛県と県内企業が協力して奨学金の返還を助成する制度です。

※登録対象業種・申込方法は裏面をご確認ください。

人材確保
&
学生支援

企業のメリット

企業のPRに！

県のHPや学生に
送付するチラシに
企業名を掲載

採用に！

県が認定した
対象学生の
リストを提供

定着に！

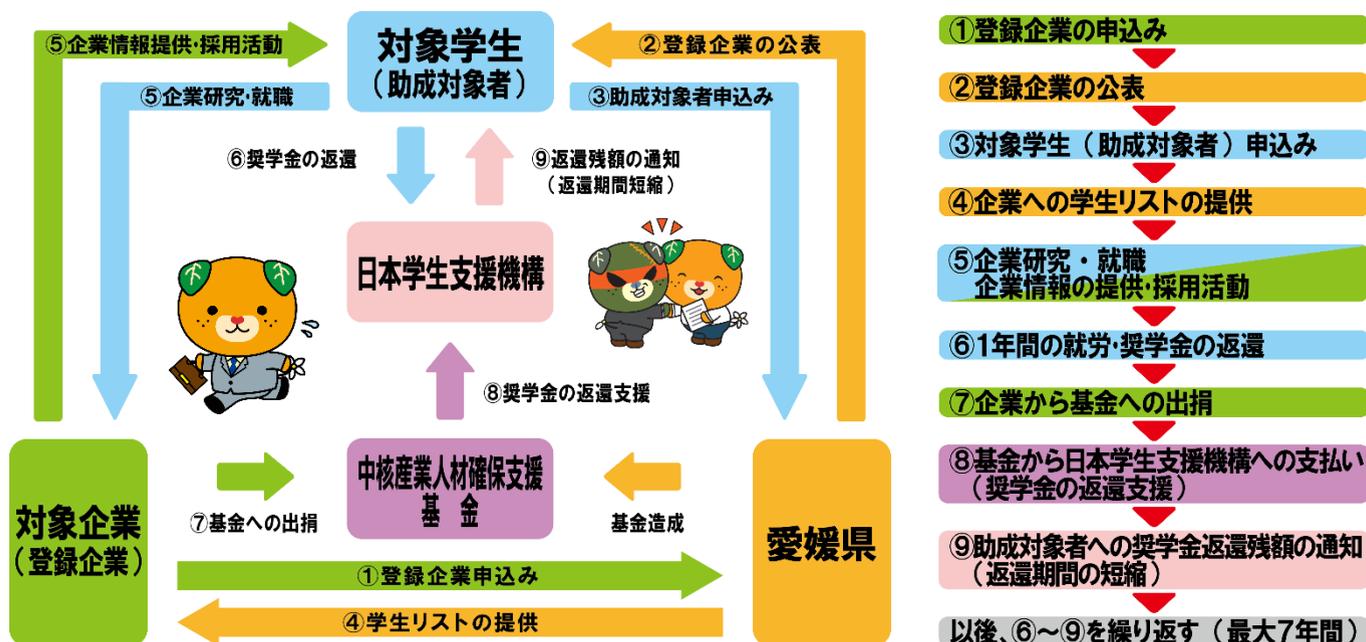
就労継続が
助成の条件
(最長7年助成)

登録無料！

対象学生の採用が
なかった場合
企業負担は不要



中核産業人材確保支援制度の流れ



【本制度に関するお問い合わせ】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL : 089-912-2509

E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

愛媛県 奨学金 登録企業



↑ 詳細はこちら
(県公式HP)

対象企業

○次の（１）と（２）のいずれにも該当する企業

（１）大学生等の採用を予定している企業で、愛媛県内に事業所を有する企業

（２）以下の日本標準産業分類のいずれかに該当する事業を営む企業

ア 「ものづくり産業分野」

- ・ 大分類 D建設業
- ・ 大分類 E製造業
- ・ 大分類 I卸売業，小売業
- ・ 大分類 L学術研究，専門・技術サービス業のうち小分類742 土木建築サービス業

イ 「IT関連分野」

- ・ 大分類 E製造業
- ・ 大分類 G情報通信業

ウ 「観光分野」

- ・ 大分類 M宿泊業，飲食サービス業
- ・ 大分類 N生活関連サービス業，娯楽業のうち小分類791 旅行業

登録企業の義務

登録企業は、次の条件を守らなければなりません。

- （１）助成対象者を正社員として採用し、継続して就業した場合、1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、返還支援が終了するまでの間、県が設置する基金へ企業負担分を継続して出捐することを確約すること。
- （２）助成対象者の責に帰さない事由により出捐しない場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- （３）助成対象者の助成金交付申請に必要な在職証明書等を発行すること。
- （４）県から提供する助成対象者に関する個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

企業負担

（１）県基金への出捐額

助成対象者の1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）ごとに、1人当たり年間返還額の2／3又は16.8万円のいずれか低い額の1／2（年最大8.4万円）を最長7年間出捐いただきます。

（２）助成対象者の採用数上限

1社につき2名まで

（ただし、予算の範囲内で3名以上に対し、助成することも可能）

※愛媛県内に主たる事業所を有していない企業が、採用した助成対象者を県外の事業所等で勤務させる場合は、返還支援の対象になりません。

※助成対象者の雇入れ日までに登録企業としての認定を受ける必要があります。

登録手続き

以下に記載する登録申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

（１）登録申請フォーム

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



（２）電子申請に必要な書類

以下の書類について、登録申請フォームから電子データをご提出ください。

なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

① 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ） ※ 3か月以内に発行されたもの

② 会社概要（様式任意）

例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

◆ これまでに登録手続きを行ったことがある企業で、必要書類の内容に変更がない場合は、①②の提出は不要です。

（３）受付期間 随時

※令和4年11月以降にご登録いただいた後は、廃止申請をされるまで、登録は継続します。

★登録内容に変更があった場合または登録を廃止しようとする場合は申請手続きが必要です。詳しくは県HPをご覧ください。

